

答 申 第 7 号  
平成19年8月8日

岐阜市長 細 江 茂 光 様

岐阜市個人情報保護審議会  
会長 溝 口 博 司

外部機関から保有個人情報の提供を求められた場合の対応について（答申）

平成19年3月20日付け岐阜市行政第244号で当審議会に対し諮問のありました見出しの件について、下記のとおり答申します。

#### 記

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第1項に規定する「法令又は条例の規定に基づく場合」とは、当該法令又は条例の規定が強制力を伴うものに限定しないとするのが相当である。

したがって、同条の規定に基づく外部提供の可否を判断するに当たっては、法令又は条例の規定上明確に提供が義務付けられている場合及び罰則等により提供の確保が図られている場合以外は、提供することにより個人の権利利益が不当に侵害されることのないよう、提供を求める目的及び内容を次の1から4までの基準に照らし合わせ、個別に判断すべきである。

- 1 提供を求める目的が明確・適正であり、かつ、その目的の達成によりもたらされる公益が、個人情報提供されることにより個人の権利利益に及ぼす不利益と比較して、なお上回る利益を有するか。
- 2 提供を求める個人情報の内容が目的からみて必要不可欠のものか。
- 3 提供を求める個人情報の内容に思想、信条、宗教その他個人の人格的利益を侵害するおそれのある情報が含まれていないか。
- 4 本市に提供を求める以外にその個人情報を確認する有効な手段はないか。

なお、本答申以降、提供を求められた部署において適切な判断を行うとともに、その判断の妥当性を検証することができるよう、次の1から3までの方策をとられたい。

- 1 提供の可否決定に際しては、行政室と協議すること。
- 2 上記1から4までの基準に該当するかどうかの判断が困難な場合は、当審議会の意見を聴くこと。
- 3 年1回程度、外部提供の運用状況を当審議会に報告すること。